

長浜市告示第15号

長浜市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための協力金給付要綱（令和5年長浜市告示第198号）は、廃止する。

令和8年1月19日

長浜市長 浅見 宣義

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年1月19日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱の規定による廃止前の長浜市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための協力金給付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定による協力金の支給を受けている者については、旧要綱第9条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。